

1. 日本郵便における年賀葉書の自爆営業対策

(1) 社内規程における自爆営業の禁止

社内規程において、自爆営業※により営業収益を上げることは経営判断を誤らせることにつながることを指摘し、自爆営業を含む不適正営業を禁止。

※社員が営業目標を達成する等を目的として、年賀葉書等を自費で買い取ること

(2) 主な自爆営業対策

社員へのコンプライアンス研修の実施の他、以下の対策を実施。

- ・ 年賀葉書の販売目標の廃止
- ・ 内部通報窓口の周知
- ・ 金券ショップへの持込みについてモニタリング調査の実施(実態がないため令和4年度をもって終了)

2. 総務省の対応

総務省では、日本郵便における年賀葉書の自爆営業に関する報道(平成25年11月等)を受けて、日本郵便に対し適切な営業活動が行われるよう注意喚起を行うとともに、自爆営業対策の結果を聴取するなど、日本郵便の取組を注視。

また、日本郵便の事業計画の認可の際に、コンプライアンスの徹底に努めることを要請。